

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分野） 「医療機関・薬局等に対する感染拡大防止等に対する支援」についてQ & A

令和2年7月22日（水）

No	項目	質問	回答
1	申請	いつまでに申請すればよいでしょうか。	この事業の趣旨を踏まえ、可能な限り令和2年12月末までの申請にご協力をお願いします。 申請の期限は令和3年2月末日です。
2	申請	複数回にわけて申請してもよいですか。	申請は各施設で1回のみです。 そのため、対象となる経費について十分に精査した上で申請書を提出してください。
3	申請	当該補助金は、持続化給付金と併用して申請することは可能でしょうか。	持続化給付金を受けた医療機関等においても、要件を満たせば当該補助金の申請をすることができます。
4	申請	同一の建物内に医科診療所及び歯科診療所があり、どちらも保険医療機関として届出がなされている場合は、それぞれの診療所において申請することが可能ですか。	医科診療所と歯科診療所それぞれで申請可能です。
5	申請	訪問看護ステーションの感染拡大防止の取組について、当該緊急包括支援事業の医療分と介護分に複数の支援事業があるが、いずれかを選択して申請するのでしょうか。 ○医療分 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 上限額700,000円 ○障害分 介護サービス事業所・施設等における感染症対策支援事業 基準単価518,000円 介護サービス再開に向けた支援事業 基準単価200,000円	それぞれの事業を行っている場合は左記の3事業いずれも対象になります。 ただし、重複がないよう、事業の内容をそれぞれ切り分けを行ってください。

No	項目	質問	回答
6	対象経費	どのような経費が対象となるのでしょうか。	<p>感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用が対象です。</p> <p>※感染拡大防止対策に要する費用に限られず、院内等での感染拡大を防ぎながら地域で求められる医療を提供するための診療体制確保等に要する費用について、幅広く対象となります。</p> <p>(例) 清掃委託, 洗濯委託, 検査委託, 寝具リース, 感染性廃棄物処理, 個人防護具の購入等</p> <p>※リースについては、令和2年4月1日以降に新規に契約を開始したものが対象であり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの費用が対象になります。</p> <p>※「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」は対象外です。</p>
7	対象経費	いつからいつまでの費用が対象になりますか。	<p>令和2年4月1日から令和3年3月31日までにかかる経費が対象となります。</p> <p>申請日以降に発生が見込まれる費用も合わせて、概算で申請することも可能です。概算で申請した場合、事後に実績報告が必要となるため、領収書等の証拠書類を保管しておいてください。なお、実績報告において対象とされない経費が含まれていた場合など、概算で交付した額が必要性が認められた確定額を上回るときは、その上回る額を返還していただくこととなります。</p> <p>※なお、令和3年3月末日までに納品されなければ対象外となります。</p>
8	対象経費	対象となる経費の具体例を教えてください。	<p>具体例</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 共通して触れる部分の定期的・頻回な清拭・消毒などの環境整備 ② 予約診療の拡大, 整理券の配布等を行い, 患者に適切な受診の仕方を周知 ③ 発熱等の症状を有する新型コロナ疑いの患者とその他の患者が混在しないよう, 動線の確保やレイアウト変更, 診療順の工夫など ④ 感染防止のための個人防護具等の確保 ⑤ 電話等情報通信機器を用いた診療体制等の確保 ⑥ 医療従事者の感染拡大防止対策(研修, 健康管理等) <p>※上記は例であり, これに限られるものではありません。</p>
9	対象経費	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費は除く」とありますが感染拡大防止のために職員が勤務時間外に消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当や, 感染症対策業務の実施に対する特殊勤務手当は対象になりますか。	<p>「従前から勤務している者及び通常の医療提供を行う者」の場合は対象外となります。</p>

No	項目	質問	回答
10	対象経費	地域医療情報連携ネットワークを用いることで多職種間のカンファレンスや写真や動画を活用した遠隔診療が可能となるなどにより感染症拡大防止に繋がると考えられますが、医療機関や薬局における地域医療情報ネットワーク利用料は対象となるのか。	新型コロナウイルス感染症に対応した感染拡大防止対策や診療体制確保等のために使用しているのであれば対象となります。ただし、令和2年4月1日以降に利用を開始したものに限りです。
11	対象経費	感染防止対策を目的として空調設備の購入した場合補助対象となりますか。	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するものであれば対象となります。ただし、令和2年4月1日以降に購入したものに限りです。
12	対象経費	電話等情報通信機器を用いた診療体制を確保するために要した通信費用など感染拡大防止対策に係るランニングコストについては補助対象になりますか。	感染拡大防止対策や診療体制確保等に要するものであれば対象となります。ただし、令和2年4月1日以降に利用を開始したものに限りです。
13	対象経費	工事の費用は補助対象となりますか。	軽微な工事（令和2年度中に終了するもの）であれば「修繕費」として対象経費となります。申請書類の事実計画書においては「需用費」として計上してください。
14	対象施設	どのような施設が対象ですか。	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐための取組※を行う病院（医科，歯科），有床診療所（医科，歯科），無床診療所（医科，歯科），薬局，訪問看護ステーション，助産所が対象となります。ただし、保険医療機関でない病院や診療所，保険薬局でない薬局，指定訪問看護事業者でない訪問看護ステーションは対象外です。
15	対象施設	新型コロナ患者の受入れ対応等をしていない施設でも対象となるのでしょうか。	対象となります。新型コロナウイルス感染症患者の受入れは要件となっておりません。
16	対象施設	有床診療所について、いつ時点で有床診療所であればよいでしょうか。	申請時に有床診療所であることが必要です。
17	対象施設	新規開設の医療機関は対象になりますか。	申請時に保険医療機関であれば新規の医療機関でも対象になります。
18	対象施設・経費	令和2年度の途中で保険医療機関になった場合は申請できるでしょうか。また、その場合における補助対象経費はいつからのものが対象になるでしょうか。	令和3年2月末日までに保険医療機関となった場合は対象になり、申請可能です。補助対象経費は保険医療機関となった後のもののみになります。
19	対象施設	令和2年4月以降に廃止した施設は対象になりますか。	申請時点で廃止している場合は対象となりません。

No	項目	質問	回答
20	対象施設	休止している医療機関は対象になりますか。 また、休止はしていませんが、患者の診療等がない場合は対象となりますか。	休止している場合は対象外です。 また、休止届を提出していても実態として1日も保険医療機関として運営していない場合は対象外です。
21	対象施設	助産所について、分娩の実施の有無を問わず対象になりますか。	分娩の実施の有無は要件になっていません。
22	対象施設	訪問看護ステーションは指定訪問看護事業者に限るとされていますが、みなし指定の訪問看護ステーションも補助対象事業者になりますか。	みなし指定の訪問看護ステーションも対象です。
23	報告	実績報告には何を提出する必要がありますか。	実績報告時には領収書等の証拠書類を提出いただきます。 なお、領収書は原本でなくても構いません。 また、すでに行った感染防止対策の取組であって領収書を提出できない場合には納品書、請求書又は明細書など対象経費が分かるものを提出してください。
24	報告	実績報告はいつまでにすればよいでしょうか。	事業が完了してから1か月後、または令和3年4月10日のいずれか早い日が報告期限です。
25	報告	実際に使用した金額が、計画上の金額を下回った場合は返金が必要でしょうか。	必要です。
26	補助額	病院の場合、病床数ごとに上限額が加算されるが、加算される病床数に上限はあるのでしょうか。	病床数の上限はありません。
27	補助額	病床数には一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。またいつ時点の病床数になるのでしょうか。	一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床の許可病床数の合計となります（病床について、診療科等による区別はありません）。 なお、原則として令和2年4月1日時点の許可病床数となりますが、増床や新規開院をしている場合は「申請を行う日」の許可病床数を用いてください。
28	補助額	外来＋入院で77床、院内薬局がある病院の上限額は、200万円＋5万円×病床数＋70万円でしょうか。	院内薬局を含め、ひとつの医療機関と算定されるため、上限金額に薬局分（70万円）は含まれません。
29	補助額	2つの訪問看護ステーションを運営している場合の上限額を教えてください。	訪問看護ステーション（指定訪問看護事業者）ごとに上限は70万円です。
30	その他	支援金の交付を受けた後に廃業した場合は補助金を返金する必要がありますか。	廃止前後において実績報告していただき、実際に使用した金額が交付した金額に満たない場合は返金が必要です。 なお、廃止までの支出は対象となりますが廃止以降の支出は対象外です。
31	その他	当該補助金は法人税の課税対象となるのでしょうか。	法人税の課税対象となります。